

一般取引条件

お客様は、一般社団法人 FLIP コンソーシアム（以下「FLIP コンソーシアム」）に FLIP ROSE ver.7 シリーズ スタンドアロン版もしくは LAN 対応版（以下「本製品」）の購入または FLIP ROSE ver.7 シリーズ サポートサービス契約（以下「サポートサービス契約」）を申し込む前にこの一般取引条件（以下「本条件」）をよく読み理解する必要があります。本条件は、本製品の購入およびサポートサービス契約を申し込んだお客様に適用されます。本製品の購入にあたっては、エンドユーザー使用許諾契約書（以下「使用許諾契約書」）を、またサポートサービス契約の申し込みにあたっては、サポートサービス契約をよくお読みください。

第 1 条 購入資格

- （1）本製品の購入を申し込むことができるのは、本製品の使用許諾契約書にて本製品を使用できる者として FLIP コンソーシアムが指定する日本国内の法人、団体または個人（以下「お客様」）とします。
- （2）お客様は、お客様の使用以外の目的で本製品の購入を申し込むことはできません。本製品を第三者に売却、レンタル、リース、譲渡したり使用させたりすることもできません。
- （3）お客様以外の第三者が、お客様の代わりに本製品の購入に関する手続きの全部または一部を行うことはできません。

第 2 条 製品

本製品とは、使用許諾契約書にて定める製品のことをいいます。

第 3 条 サポートサービス

- （1）お客様は、本製品に関して FLIP コンソーシアムとサポートサービス契約を結ぶことにより、サポートサービス契約に定めるサービスを受けることができます。サポートサービスの契約期間は、サポートサービス契約にて定める期間とします。
- （2）本製品を初めて購入するお客様は、購入時に必ずサポートサービス契約に加入することとします。ただし、過去に本製品または旧製品の FLIP ROSE ver.6.0.6 を購入したお客様の場合は、購入時のサポートサービス契約への加入は任意とします。

第 4 条 料金

- （1）本製品についての使用許諾料金、サポートサービス料金、サポートサービスへの再登録手数料（以下「再登録手数料」）、その他の料金は、別途 FLIP コンソーシアム様式の見積書または請求書にて定めるものとします。
- （2）本製品に関する送料（書類等の郵送料を含む）は、本条件第 7 条（1）もしくは（3）または使用許諾契約書第 8 条（2）の場合を除き、FLIP コンソーシアムが負担します。

第5条 支払

- (1) お客様は、請求書に記載された FLIP コンソーシアムの指定する口座へ、事前に、もしくは請求書に期日が定められている場合はその期日までに、請求書に記載された金額の全額を振込まなければなりません。
- (2) 振込にかかる手数料は、全てお客様の負担とします。

第6条 キャンセル

- (1) 本製品の購入またはサポートサービス契約の申し込みのキャンセルを希望する場合は、FLIP コンソーシアムに速やかに書面または電子メールにてその旨を申し出て、FLIP コンソーシアムの承諾を得るものとします。FLIP コンソーシアムがお客様のキャンセルを承諾する場合、お客様はキャンセルに伴って生じた費用がある場合には、その費用を FLIP コンソーシアムに支払うことに同意するものとします。
- (2) 本条件第7条(1)の場合を除き、お客様が本製品の使用許諾料金またはサポートサービス料金を振込後は、本製品の購入またはサポートサービス契約の申込みはキャンセルできないものとします。

第7条 返品、交換

- (1) 個人のお客様が本製品の返品を希望する場合は、本製品のプロテクト用 dongle キー（以下「プロテクトキー」）およびサポート会員サイトへのログイン ID 並びにパスワードを記載した通知書（以下「ID・パスワード通知書」）がお客様に納品された日より 14 日以内に書面または電子メールにて FLIP コンソーシアムに連絡し、かつ 30 日以内に FLIP コンソーシアムにプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を返品するものとします。ただし、お客様がプロテクトキーのパッケージを開封する前かつサポート会員サイトにログインする前である場合に限りです。その際、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書の返品にかかる送料はお客様負担とし、可能な限り FLIP コンソーシアムから送られた梱包状態のまま返品がなされるものとします。FLIP コンソーシアムは、お客様からプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が返品された後、お客様が既に支払った料金から振込にかかる手数料を差し引いた金額をお客様の銀行口座に返金します。なお、お客様から返品されたプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が、お客様の故意もしくは過失にもとづき破損していると認められる場合、または全ての同梱物が返品されない場合、FLIP コンソーシアムは本製品の返品をお断りする場合があります。
- (2) 前項の規定にかかわらず、法人のお客様はいかなる場合も FLIP コンソーシアムに本製品を返品できないものとします。
- (3) お客様が本条件第12条(2)に基づく確認を行った結果、プロテクトキーに損傷が見つかった場合、FLIP コンソーシアムは損傷のあるプロテクトキー現品と交換の上、無償で同等のプロテクトキーの再発行を行います。ただし、プロテクトキーが納品された日より 30 日以内にお客様が FLIP コンソーシアムに損傷について書面または電子メールにて連絡した場合に限るものとし、その際の返品および交換にかかる送料は、お客様の負担とします。なお、プロテクトキーがお客様の故意または過失にもとづき損傷したと認められる場合は、無償での再発行は行いません。

- (4) 前項に定める期間を過ぎた後のプロテクトキーの交換については、別途使用許諾契約書第 8 条にて定めるものとします。
- (5) 本条 (3) の期間にかかわらず、プロテクトキー現品の交換が不能となった場合は、有償、無償にかかわらずプロテクトキーの再発行は行いません。ただし、プロテクトキーがお客様に納品されるまでの輸送中のトラブルにより、プロテクトキー現品の交換が不能となった場合、その原因および状況が明らかであり、かつ、FLIP コンソーシアムが認めた場合に限り、再発行にかかる送料はお客様負担の上、有償または無償にてプロテクトキーの再発行を行うことがあります。

第 8 条 返金

- (1) お客様は、前条 (1) の場合を除き、既に支払った本製品の使用許諾料金、サポートサービス料金、再登録手数料およびその他の料金は返金されないことに同意するものとします。
- (2) サポート契約期間内にお客様がサポートサービス契約を解約した場合、またはサポートサービス契約が終了した場合、お客様は既に支払ったサポートサービス料金は一切返金されないことに同意するものとします。

第 9 条 発送および提供方法

- (1) FLIP コンソーシアムはお客様から本製品に係る請求書に記載された全額支払いを受けた日より 14 営業日以内に FLIP コンソーシアムが了承したお客様の日本国内の住所にプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を発送します。
- (2) プロテクトキーを除く本製品は、サポート会員サイトまたはダウンロードサイトよりダウンロードする形式で提供されます。
- (3) プロテクトキーを除く本製品のダウンロード有効期間は、サポートサービス契約期間内またはお客様が本製品を購入時に FLIP コンソーシアムがサポート会員サイトもしくはダウンロードサイトへのログイン ID およびパスワードを発行した日より 6 カ月以内とします。
- (4) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの通常の梱包方法・発送方法にて、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を発送します。
- (5) お客様がサポートサービス契約の再登録を申し込んだ場合、サポートサービス契約に定める再登録手続きが完了した後 14 営業日以内に、FLIP コンソーシアムは、お客様が登録した連絡担当者の電子メールアドレス宛てにサポート会員サイトへのログイン ID およびパスワードを通知します。
- (6) お客様の住所に送ったプロテクトキーもしくは ID・パスワード通知書の受け取りをお客様が拒否したりまたは怠ったり、お客様が必要な指示を怠ったことにより FLIP コンソーシアムがプロテクトキーもしくは ID・パスワード通知書を納品できない場合、(i)プロテクトキーもしくは ID・パスワード通知書はお客様に引き渡されたものとみなされ、(ii) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの判断で、プロテクトキーもしくは ID・パスワード通知書を保管することができます。その際、お客様の不履行により生じた全ての費用はお客様の負担とします。
- (7) お客様がサポートサービス契約を再登録した場合、お客様が登録した連絡担当者の電子メールアドレス宛てに FLIP コンソーシアムが再登録後のログイン ID およびパスワードの通知を正常に送信した時点で、再登録後のログイン ID およびパスワードはお客様に引き渡されたものとみなされません。

第10条 紛失および損傷のリスク

- (1) プロテクトキー並びに ID・パスワード通知書の紛失および損傷に関するリスクは、FLIP コンソーシアムが FLIP コンソーシアムの事務所において、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書を運送業者に引き渡した時点でお客様に移転します。
- (2) お客様がサポートサービス契約を再登録した場合、お客様が登録した連絡担当者の電子メールアドレス宛てに FLIP コンソーシアムが再登録後のログイン ID およびパスワードの通知を正常に送信した時点で、ログイン ID およびパスワードの紛失のリスクはお客様に移転します。

第11条 所有権

プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書の所有権は、お客様が請求書に記載された全額を FLIP コンソーシアムに支払い、かつ、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書がお客様に納品された時点で、お客様に移転します。

第12条 検品

- (1) FLIP コンソーシアムは、FLIP コンソーシアムの事務所において発送前にプロテクトキーおよび ID・PW 通知書を検品します。
- (2) お客様は、プロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が納品された後速やかに、プロテクトキーに同梱の「はじめにお読みください」および「FLIP ROSE ver.7 シリーズ 各プログラムおよびプロテクトキーの導入ガイド」に従って、それらの損傷および欠陥の有無について確認を行うとともに、本製品の動作確認を行うものとします。
- (3) 前項の確認の結果、本製品に何らかの損傷、欠陥、その他の不具合が見つかった場合、お客様はプロテクトキーおよび ID・パスワード通知書が納品された日より 30 日以内に書面または電子メールにて FLIP コンソーシアムに連絡するものとし、同期間に連絡しなかった場合は、お客様は本製品が使用許諾契約の内容に適合したと同意したものとみなします。

第13条 不可抗力

天災地変、政府の命令もしくは抑止、戦争もしくは戦争状態、労働争議もしくはストライキ（FLIP コンソーシアムの従業員が関与しているか否かを問わない）、機械の故障、火災、事故、もしくは FLIP コンソーシアムが制御できないその他の事由が発生した場合は、FLIP コンソーシアムはそれにより、直接的または間接的に起因する製品の発送不能、もしくは契約履行の遅延に関して、責任を負いません。その場合、お客様は FLIP コンソーシアムより申し出があった場合は、使用許諾契約の解除または一時中止に応じるものとします。

第14条 免責

- (1) FLIP コンソーシアムは、本条件の履行にあたり適切な注意および技術を尽くすことを約諾するものとし、かかる注意および技術を尽くしていない場合に限り責任を引き受けず。
- (2) FLIP コンソーシアムによる本条件への違反または FLIP コンソーシアムが適切な注意および技術を尽くさなかったことにより生じた損失、損害もしくは費用（その性質および発生態様の如何を問

いません)の請求に関するFLIPコンソーシアムの責任範囲は、いかなる場合であっても、本条件に基づきお客様が支払った購入代金相当額を超えないものとし、FLIPコンソーシアムは、逸失利益、将来の営業損失、生産の損失またはお客様が締結した契約の解除・取消を含め、間接的、特殊的、付随的または結果的損害に係る請求について責任を負わないものとします。

第15条 個人情報の取扱い

FLIPコンソーシアムは、お客様の氏名、住所、電話番号その他個人を識別することができる情報について、FLIPコンソーシアムのウェブサイト(<https://www.flip.or.jp>)内に規定するプライバシーポリシーに従い、十分な注意を払って取り扱うものとします。

第16条 準拠法および管轄裁判所

- (1) 本条件は、効力、解釈および履行を含むすべての事項について、日本国の法律を準拠法とします。
- (2) 本条件に関する紛争の解決については、日本国の京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第17条 本条件の変更

- (1) FLIPコンソーシアムは、お客様の事前の許可および事前の通知なしに、本製品の仕様の変更することができます。
- (2) FLIPコンソーシアムは、お客様の事前の許可および事前の通知なしに、本条件の内容を変更、追加または廃止等の改定を行うことができるものとします。なお、改定以降にお客様が本製品の使用を継続した場合、お客様は改定後の条件に同意したものとします。
- (3) FLIPコンソーシアムは、本条件の内容を変更した場合、変更後の本条件および変更された条項の通知をFLIPコンソーシアムのウェブサイト(<https://www.flip.or.jp>)内において公開するものとします。

附則

本規約の制定施行：2018年8月31日

最終更新日：2019年4月1日